

事 務 連 絡
令和4年2月10日

居宅介護支援事業者 各位

岡山市介護保険課

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修における Q&A について

平素より本市の介護保険事業に格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日々の業務の中で、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請に係る相談を受けられることも多いと思います。住宅改修におけるよくある質問について、一覧に取りまとめましたので、ご活用いただきますよう、お願いします。

（参考）「介護保険住宅改修費の支給について」は市 HP に掲載しております。

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000033647.html>

なお、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

今後とも本市の介護保険事業にご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

【問い合わせ先】

岡山市保健福祉局 高齢福祉部

介護保険課 資格給付係 担当：戸部

岡山市北区鹿田町1-1-1

TEL: (086)803-1241

E-mail: kaigohokenka@city.okayama.lg.jp

住宅改修に関する Q&A

(1) 給付の適否

① 【リフォームについて】

介護保険を使って、家のリフォームをすることができますか。

(答) 介護保険における住宅改修は、介護保険サービスの一つであり、被保険者の心身の状況、生活動線等を勘案し、自立した生活を送るうえで必要と認められる場合に限り住宅改修の対象となります。古くなったからという理由であれば、支給対象とはなりません。多くの方が納める保険料等で成り立つ保険制度であるため、一定のルールがあります。

② 【一時的に身を寄せている住宅の改修費】

要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができますか。

(答) 介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅で、住所地の住宅のみが対象となります。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。住宅改修を予定している住宅が、介護保険被保険者証記載の住所と一致しているか確認してください。

③ 【入院（入所）中の住宅改修】

現在、入院（入所）している高齢者がまもなく退院（退所）予定ですが、住宅改修を行うことができますか。

(答) 入院（入所）中の場合は、住宅改修が必要と認められないので住宅改修の申請はできません。ただし、退院（退所）日が確定し、退院（退所）後の住宅について予め改修しておく必要がある場合は、工事前の申請を提出できます。工事後の申請は、退院（退所）後に提出してください。

なお、退院（退所）しないこととなった場合は申請できません。

④ 【新築住宅の竣工日以降の改修工事について】

住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となりますか。

(答) 実際に居住し、住宅改修の必要性が認められた場合は、住宅改修の支給対象となります。

⑤ 【家族が行う住宅改修について】

家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象となりますか。

(答) 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修を行う場合、一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外となります。

⑥ 【同一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用】

同一の住宅に複数の被保険者がいる場合、それぞれ住宅改修を行うことができますか。

(答) 同一の住宅に複数の被保険者が居住する場合、被保険者ごとに住宅改修費の申請ができます。ただし、同一の住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修を行う場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者ごとに対象となる工事を特定し、その範囲が重複しないように申請してください。例えば被保険者が2人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことができますが、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなります。

⑦ 【工事内容の変更について】

工事の内容を途中で変更できますか。

(答) 原則として、工事前に申請した内容の変更は認められません。ただし、軽微な変更の場合（縦手すりを横手すりに変更する等）は、工事後申請の際に「変更理由書」を提出していただければ、工事の変更は可能です。上記以外の場合は、改めて工事前申請の提出が必要となります。改修の一部取り止めを含め、変更することになった時点で、岡山市介護保険課へご連絡ください。

⑧ 【岡山市すこやか住宅リフォーム助成制度について】

岡山市すこやか住宅リフォーム助成制度を併用できますか。

(答) 岡山市すこやか住宅リフォーム助成制度は、介護保険とは別の岡山市独自の制度であり、あわせて利用することができます。ただし、介護保険の被保険者は介護保険が優先して適用されるので、まずは要介護(要支援)認定を受けてください。また、住宅リフォーム助成限度額は40万円(介護保険住宅改修費支給限度基準額

20万円とあわせて60万円)となります。

岡山市すこやか住宅リフォーム助成制度は、60歳以上で身体機能の低下や障害等のために日常生活を営むうえで介助を要する方(65歳以上は必ず要介護・要支援認定を受けている方)や64歳以下で身体障害者手帳の交付を受けた方のうち障害の程度が2級以上の視覚又は肢体に障害のある方で日常生活を営むうえで介助を要する方が、自宅において暮らしやすい生活ができるよう住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成する制度です。詳しくは、管轄の福祉事務所、または各支所へご相談ください。

⑨ 【住宅改修費の支給回数について】

住宅改修費の支給は何回でも受けられますか。

(答) 支給限度額(20万円)に達するまで、その範囲内において、何回でも申請できます。また、次の特例に当てはまる場合は、再度支給限度額(20万円)までの住宅改修費の支給を受けることができます。

- ・初めて住宅改修に着工した日の要介護等状況区分を基準として、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合。
- ・転居した場合。

(2) 支給申請

① 【領収証について】

領収証は、写しでもよいですか。

(答) 申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えありません。

② 【添付写真の日付について】

申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことですが、日付機能のない写真機の場合はどうすればいいですか。

(答) 工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをしてください。

(3) 住宅改修の種類

① 【段差解消機等の設置について】

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外です。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。

② 【扉工事について】

扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

③ 【引き戸の取り替え工事について】

既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば住宅改修の支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったから新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。

④ 【洋式便器の改修工事について】

リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となりますか。

- ①洋式便器をかさ上げする工事
- ②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合
- ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

(答) ①は支給対象となります。
②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません、質問のように当該高齢者に

適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象となります。

③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。なお、①と③は介護保険で併用できません。福祉用具購入費の支給申請を前提とした住宅改修は、介護保険の給付対象外です。

⑤ 【洋式便器への便器取替え工事について】

和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となりますか。

（答）商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象となります。

⑥ 【既存洋式便器への洗浄機能の取付工事について】

既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となりますか。

（答）介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外です。

⑦ 【和式便器の腰掛式への変換について】

和式便器の上に置いて洋式便器に変換する腰掛便座は住宅改修に該当しますか。

（答）腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。